

# 「指定医薬品」表示削除のご案内



謹啓

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より弊社製品につきましては格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、「薬事法の一部を改正する法律（平成18年6月14日法律第69号）」に基づく改正薬事法が平成21年6月1日に施行されたことに伴い、「指定医薬品」の規制区分が廃止となりました。

つきましては、弊社が取り扱う医療用医薬品の添付文書から「指定医薬品」の表示を順次削除致します（一部の製品の個装箱等に自主的に記載しておりました「指定医薬品」の表示につきましても、併せて削除致します）。

なお、「指定医薬品」の表示削除のみの変更につきましては品目毎のご案内は致しません。

何卒ご了承の上、倍旧のお引き立てを賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

謹白

—記—

## ● 「指定医薬品」の表示削除対象製品一覧

販売名	販売名	販売名
アンテベート軟膏 0.05%	カルバン錠 50	ドプスカプセル 200mg
アンテベートクリーム 0.05%	カルバン錠 100	ドプス細粒 20%
アンテベートローション 0.05%	スタデルム軟膏	パッチテスト試薬（液）※ <sup>1</sup>
ウブレチド錠 5mg	スタデルムクリーム	パッチテスト試薬金属 ※ <sup>2</sup>
ウブレチド点眼液 0.5%	ゼフナートクリーム 2%	ビラセプト錠
ウブレチド点眼液 1%	ゼフナート外用液 2%	ビリアード錠 300mg
エクラー軟膏 0.3%	セロトーン錠 10mg	注射用フサン 10
エクラークリーム 0.3%	セロトーン静注液 10mg	注射用フサン 50
エクラーローション 0.3%	ツルバダ錠	ユリノーム錠 25mg
エムトリバカプセル 200mg	ドボネックス軟膏	ユリノーム錠 50mg
カルバン錠 25	ドプスカプセル 100mg	レミッチカプセル 2.5 μg

※1：劇薬：ホルマリン 5%、硫酸ニコチン 5%が該当します。

※2：劇薬：塩化亜鉛 2%、塩化金酸 0.2%、硫酸銅 1%、毒薬：塩化第二水銀 0.05%が該当します。

以上